

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日(金) 午後3時
2. 開催場所 見附市役所 5階 委員会室
3. 出席委員 12名
1番 齋藤高央 2番 渡邊和明 3番 佐藤徹
4番 小林平仁 5番 三本友子 6番 齋藤義夫
7番 関谷常夫 8番 三沢孝喜 9番 高橋行雄
10番 小杉義光 11番 櫻井政志 12番 山田久栄

4. 議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告1号 農地法第4条の規定による転用届出の受理について
報告2号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について |
| 日程第3 | 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
議第4号 農用地利用集積計画の決定について
議第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について |

5. 農業委員会事務局職員

局長 北村保 次長 菊地民男 係長 菫澤亜紀子

6. 会議の概要

(午後3時 開会)

議長 (関谷会長) それでは、ただ今から、令和6年10月の農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は、12名全員でございます。よって、総会は、成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。はじめに、会議録署名委員の指名でございますが、議席番号順となっておりますので、3番 佐藤徹委員、4番 小林平仁委員の2名をお願いします。

議長 (関谷会長) 報告に入ります。「報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

菊地次長 申請地目は田及び畑、4筆、面積合計271㎡です。転用目的は住宅建築敷地です。市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認め

られましたので、受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問等ございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、続いて、「報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

菊地次長 1番から9番は1件の届出案件であり、それぞれの土地は隣接していますので、まとめて説明します。

申請地目は田、31筆、面積合計 18,735 m²です。譲渡し人は全員で9人、転用目的は工場等宅地造成にともなう発生土仮置場一時転用、権利種別は使用貸借権の設定です。1番から9番は11番から53番に関連する申請地です。

10番、申請地目は畑、面積 16.52 m²です。転用目的は隣接雪落とし地です。権利種別は売買による所有権移転です。

11番から53番は1件の届出案件であり、それぞれの土地は隣接していますので、まとめて説明します。

申請地目は田、128筆、面積合計 92,515 m²です。譲渡人は全員で47人です。転用目的は工場等宅地造成、権利種別は使用貸借権の設定です。権利種別は売買による所有権移転です。この申請地には1番から9番の発生土仮置場一時転用地も含まれていますので、11番から53番の届出により一時転用は終了となります。

54番、申請地目は田、面積 213 m²です。転用目的は専用住宅建築地です。権利種別は売買による所有権移転です。

1番から54番まで合計 161筆、111,603.24 m²で、いずれも市街化区域内にある農地であり周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問等ございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、以上で報告を終わります。

(議題の宣告)
議 長 議事に入ります。「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」上程します。事務局より説明願います。

菟澤係長 1番、申請地目は畑、他1筆、面積合計 712 m²です。

譲渡人は農地を相続しましたが、市外在住で耕作は難しいため、譲受人と話がまとまり売買するものです。譲受人は新規で農地を取得しますが、以前から農業に携わっており、今後も農業に力を入れてやっていくということで、8月に農業委員・推進員、農林創生課から面談を行いました。

2、3番は、農地の交換です。申請地目は畑です。

農地を相続した際に、農地と地番の誤りがわかり交換するものです。

これらの申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1番について、地区担当委員の小林仁志委員より補足説明をお願いします。

小林委員 譲渡人は相続しましたが、市外にお住まいで管理は難しいとのこと。譲受人は以前から地域おこし協力隊として農業も手伝うなど活動し、その後、見附市に移住した方です。農業をやりたい希望があり、今回、農地つきで空き家も一緒に話し合いがまとまったもので、問題ないと思います。

議 長 2、3番について地区担当委員の齋藤義夫委員より補足説明をお願いします。

齋藤委員 親御さんの代からの話し合いで、農地を交換して耕作していた経緯があるようです。相続した際に、きちんと管理することになり農地を交換するもので問題ないと思います。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 次に、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

菊地次長 申請地目は田、面積 290 m²です。申請人は相続により取得した土地を調査して

いたところ、住宅として使用している宅地の一部が農地地目であることが判明したものです。建物は平成 17 年頃に建築され 19 年以上使用されています。住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第 3 種農地と判断されます。資料として位置図、更正図の写し、同意書等を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区担当委員の平井委員より補足説明をお願いします。

平井委員 相続し登記を確認したところ誤りがわかりました。今まで 20 年ほど使用してきていますが苦情等はなく、町内会長の同意書もあり、問題ないと思います。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 次に、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」上程します。

説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第 14 条の規定に基づく議事参与の制限により、山田委員は、当該議案の審議終了まで退席をお願いします。

(山田委員 退室)

それでは事務局より説明をお願いします

菊地次長 申請地目は田、面積 700 m²です。
譲受人であるお寺は駐車スペースが少なく、お盆の時期には隣接する市道に駐車する方が多く通行の妨げになっていることから、お寺墓地の隣接する農地を譲り受け、墓地増設及び駐車場設置をするものです。当申請地も住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第 3 種農地と判断されます。申請地は農用地区域内の農地ですが、立地基準としては、他に適当な場所が無いことから、転用が認められています。地元農家組合長からは、農地転用

に関して支障がない旨の同意書が出されており、周辺の農地に与える影響はないものと考えられます。資料として位置図、更正図の写し、同意書等を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区担当委員の池田委員より補足説明をお願いします。

池田委員 県道沿いにお寺があり、通路や駐車場などの使用で、譲渡人には以前から田んぼの切り売りの話もありました。そうすると機械等が使えず、田としては利用できない場所になってしまうということもあり、双方話し合い、まとまったものです。周りの影響もなく問題ないと思います。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 3 号」について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

それでは、退席された委員の関係案件が終了しましたので、山田委員は入室をお願いします。

(山田委員 入室)

(議題の宣告) 次に、「議第 4 号 農用地利用集積計画の決定について」上程します。

議 長 事務局より説明願います。

葦澤係長 はじめは相対による利用権設定です。

利用権の設定は 26 筆、合計面積 79,199 m²です。

1-6 新規の利用権設定につきましては、今回、新規で就農されるということで、7月に農業委員・推進員、農林創生課で面談を行い、本人の意思確認・今後の農業の取り組みについて確認しました。

続きまして、次のページは、農地中間管理事業である新潟県農林公社による集積一括方式の利用権設定です。

利用権の設定は 31 筆、合計面積 27,158 m²です。

これらは農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規

定による、要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 4 号」について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 次に、「議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」上程します。事務局より説明願います。

菫澤係長 促進計画の作成については、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、市から農業委員会の意見が求められているものです。受け手側の変更があったため、移転による促進計画です。
利用権の移転は 10 筆、合計面積 35,361 m²です。
農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 5 号」について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(閉会宣告)
議 長 本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和 6 年 10 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 30 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____